戸建て住宅耐震診断等事業の申込について

平素より本市行政につきまして、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

申請書の添付書類、結果の公表等と岡山市建築物耐震診断等事業の流れ（概略）について、次の資料をご確認ください。

知事指定建築士事務所のリストは県ホームページに掲載しています。リストの中から建築士事務所を選定し、診断を依頼してください。

申請書（様式第２号）に建物所有者の住所、氏名、署名又は印鑑（認印）等をお願いします。また、裏面に掲げる書類を添付してください。

ご不明な点等ありましたら下記までご連絡ください。

よろしくお願いします。

連絡先　〒700-8544
岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市都市整備局 住宅・建築部
建築指導課 建築安全推進係
電話　086-803-1445

〇必ず添付する書類

（1）建築確認済証・検査済証の写しその他の工事着手時期が推測できる書類

（2）建築物の登記簿謄本の写し

（3）申請建築物の付近見取図

（4）事業計画書（様式第４号）

（5）耐震診断等に要する費用の見積書及び見積内訳書の写し、工事内容がわかる図面

（6）滞納無証明書（税金を完納していることがわかる証明書　手数料600円）
岡山市役所各区役所　市税事務所(北区086-803-1175、中区086-901-1608、東区086-944-5010、南区086-902-3510)又は地域センター等で取得できます。

〇場合によって添付する書類

（7）所有者が法人である場合は、当該法人の法人登記簿謄本

（8）補助対象建築物が区分所有建築物の場合は、建物の区分所有に関する法律第３条に規定する管理組合の組合規約及び耐震診断等実施に係る決議書の写し

（9）補助対象建築物の所有者と占有者（居住者）又は当該建築物の所在する土地所有者とが異なる場合は、これら利害関係者の耐震診断等実施に係る同意書

耐震診断補助金の申込をする方へ

必ずお読みください。

（戸建て住宅用）

1　結果の公表について

岡山市建築物耐震診断等事業費補助金を申込み、耐震診断等を受ける場合は、建築物の耐震化を促進する施策の一環として、耐震診断等の結果を本紙裏面の要領で県及び市が公表しますので、ご了解の上で申込みを行ってください。

2　耐震診断における現地調査について

本事業による耐震診断は、「県知事指定の建築士事務所」が現地調査等を行い診断業務を行います。

耐震診断は、国土交通大臣が定めた方法に基づき実施し、これに伴う現地調査は原則として次のとおりであり、欠陥住宅の判定をするものでありません。また建物の構造体の内部や基礎の形状・鉄筋の有無などの詳細を調べるものではありませんのでご承知おきください。

（ただし、依頼者の理由により、詳細な現地調査が必要な場合は、別途負担にて協議し対応することが可能です。）

○木造住宅の場合

目視による外観・内観調査（建物形状、壁と開口部の位置、壁の種類、劣化状況、基礎・地盤の状況、）

○木造住宅の場合

増築・被災等の履歴調査・外観調査(形状、ひびわれ、腐食、傾斜、地盤の状況等)、コンクリート強度調査(依頼者の了解が得られればコンクリートコア抜きを行います。)等。また、元の構造図面が無い場合は、図面を復元するための調査を行います。

3　補助金の支払について

診断前に必要な経費を全額支払っていただく必要があります。耐震診断等の業務が終了し報告書を受け取られたら、その後に市から補助金を交付します。

4　不動産取引上の注意

本事業で耐震診断等を受けた建築物を譲渡若しくは貸与する場合は、譲受人又は賃借人に、耐震診断等の結果を開示し伝えなければなりません。

公表の仕方

１．公表方法

県建築指導課ホームページに次のとおり掲載して公表します。

①耐震診断等の結果集計表

例）木造住宅耐震診断（一般診断）

一般診断					
市町村名	実施 棟数	実施結果（棟数）			
		倒壊しない	一応倒壊しない	倒壊する可能性あり	倒壊する可能性が高い
○○市	２１	２	１	５	１３

２．窓口での閲覧

県建築指導課及び市建築指導課の窓口で耐震診断等の結果の台帳を閲覧に供します。（ただし、６条３号に該当し倒壊により緊急輸送道路の通過障害をおこすおそれのあるものを除き、戸建て住宅の所在地番は載せません。）

例）耐震診断等実施台帳

名称	所在地	用途	構造	階数	床面積	6条3号該当	診断実施時期	診断の種類	結果の数値	所見概要
○○○マンション	○○市○○2-3-5	共同住宅	RC	8	4,000	有	H18.9	耐震診断	Is0.51,Ct Sd0.3	倒壊又は崩壊する危険性がある
–	○○市	戸建て住宅	W	2	150	無	H18.8	耐震診断	上部構造評点0.6	倒壊する可能性が高い

３．公表等の時期

事業実施年度の翌年度にまとめて掲載します。

岡山市建築物耐震診断等事業の流れ
戸建て住宅耐震診断・建築物耐震診断

岡山市 建築指導課・建築安全推進係	申請者 （建築物の所有者）	指定建築士事務所
	① 事前相談	
② 申請書類・指定建築士事務所リストを提供		
	③ 建築士事務所を選定 見積書の作成を依頼 提供した指定建築士リストから選定し、見積を依頼してください。	
		④ 見積書の作成
	⑤ 補助金交付申請 申請書（様式第2号）に見積書等の必要書類を添付し、提出してください。	
⑥ 受付・審査 審査を行い、補助金交付決定通知書を申請者に送付します。		
	⑦ 補助金交付決定通知書を受理	
	⑧ 建築士事務所と契約 見積を依頼した建築士事務所と契約をしてください。	
		⑨ 耐震診断を実施 **⑩ 報告書の作成** **⑪ 報告書の評定** 耐震評価機関へ依頼し、評価を受けた後、申請者に報告書をお渡しします。
	⑫ 報告書を受理 **⑬ 報酬の支払い** 建築士事務所に報酬を支払ってください。	
		⑭ 報酬を受理 領収書の発行
	⑮ 実績報告書・請求書の提出 実績報告書（様式第11号）・請求書・口座振替依頼書・報告書及び領収書の写し等を提出してください。	
⑯ 受付・審査 審査を行い、補助金確定通知書を申請者に送付します。		
	⑰ 補助金確定通知書を受理	
⑱ 補助金振込み 申請者指定の口座に補助金を振り込みます。		
	⑲ 補助金受領	